

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024年診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーション西宮わたなべは、地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師など（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によりご利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

### 【対象者】

訪問看護管理療養費を算定する者（医療）

### 【算定要件】

当ステーションは地方厚生局とうに届出を行い、健康保険法第3条13項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

令和7年6月1日より算定 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月額

これに係る施設基準は以下の通りです。

- （1） 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。
- （2） マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること。
- （3） 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実現するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- （4） （3）の掲示事項についてウェブサイトに掲示していること。

2025 年 6 月 1 日

訪問看護ステーション西宮わたなべ 管理者